

鳥取県条例第二十九号の規定により年額を改定すべき恩給(以下「改定手続等」とする)の規定の趣旨

恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月二十一日鳥取県知事令第百二十一号)

改定手続等に関する規則をここに公布する。

昭和四十一年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本江滋二

鳥取県規則第四十三号

恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則をここに公布する。

昭和四十一年十一月十六日

鳥取県規則第四十三号

恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則をここに公布する。

昭和四十一年十一月十六日

鳥取県規則第四十三号

鳥取県条例第二十九号の規定により年額を改定すべき恩給(以下「改定手続等」とする)の規定の趣旨

恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月二十一日鳥取県知事令第百二十一号)

改定手続等に関する規則

(この規則の趣旨)

改定手続等に関する規則

改定手続等に関する規則

改定手続等に関する規則

改定手続等に関する規則

改定すべき恩給で昭和四十一年十月一日以後改定するものについて

改定すべき恩給の年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(加給年額を改定すべき恩給の改定手続等)

改定すべき恩給で昭和四十一年九月三十日以前の日付けのある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した証書を発行する。

前項の規定により発行する恩給の証書は、従前の証書と引換えに受給者に交付する。

改定すべき恩給で昭和四十一年十月一日以後改定するものについて

改定すべき恩給の年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(加給年額を改定すべき恩給の改定手続等)

改定すべき恩給で昭和四十一年十月一日現に公務傷病年金を受ける者が加給年額を

改定すべき恩給の年額の改定を請求する場合においては、公務傷病年金

するものとする。

加給の原因となる者が公務傷病年金を受ける者により生計を維持し、

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、休日に當る翌日)

◇規則

目次

次

恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則

恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則の一部を改正する規則

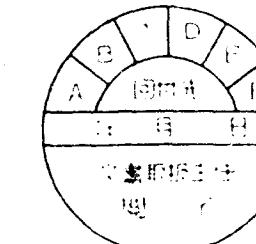
恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則をここに公布する。

別表5

文書処理票

課長	○	△	□	×	×	×	×	
処理方針								
合議または協議先								
目標処理期限	月	日						

別表4



備考 1 A, B, C, ……欄は各係名等課の内部組織名の略称を入れる。
2 年月日欄は、41.11.4 の上に記入する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 【起稿一部三西田(送付をめぐる。)】

(第四号様式)

遺族年金の加給の原因となる者の生計関係申立書

加給の原因となる者の氏名	出生年月日	県吏員等との生計関係	遺族年金受給者との生計関係
--------------	-------	------------	---------------

右に相違ないことを申し立てる。

年・月・日

氏名

母

備考

一 県吏員等との生計関係欄には、県吏員等死亡当時これと同居していた者については、その同居関係を明記し、これと同居していないかつた者については、県吏員等死亡当時までのこれとの生活上の相互依存関係を詳記すること。

二 遺族年金受給者との生計関係欄には、遺族年金受給者と同居する者については、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、これとの生活上の相互依存関係を詳記すること。

恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本江滋二

鳥取県規則第四十四号

恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則の一部を改正する規則の改定及び請求手続に関する規則（昭和四十年十一月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の二条を加える。

第五条 第二条の規定は、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例（昭和四十一年十月鳥取県条例第三十一号）による条例第二条の規定の改正に伴い停止年額を改定すべき恩給（以下本条において「停止年額を改定すべき恩給」という。）の証書の発行及び交付について準用する。この場合において、「昭和四十年九月三十日」とあるのは「昭和四十一年九月三十日」と、「受給者」とあるのは「権利者」と、「年額」とあるのは「停止年額」と読み替えるものとする。

2 第三条の規定は、停止年額を改定すべき恩給で昭和四十一年十月一日以後改定すべきものの証書の発行について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年十月一日から適用する。

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則をここに公布する。

昭和四十一年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本江滋二

鳥取県規則第四十五号

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十一号。以下「法律第二百二十一号」という。）附則第六条第一項、附則第七条第一項又は附則第八条第一項の規定により年額を改定すべき恩給（以下

「改定すべき恩給」という。）、法律第二百二十一号による恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百二十二号）附則第三条の規定の改正に伴い停止年額を改定すべき恩給（以下「停止年額を改定すべき恩給」という。）及び法律第二百二十一号附則第二条又は附則第三条の規定により年額を改定すべき恩給（以下「加給年額を改定すべき恩給」という。）で、知事が認定するものの改定手続及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(改定すべき恩給の証書の発行及び交付)

第二条 改定すべき恩給で昭和四十一年九月三十日以前の日付けのある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した証書を発行する。

前項の規定により発行する恩給の証書は、従前の証書と引換えて受給

者に交付する。

第三条 改定すべき恩給で昭和四十一年十月一日以後改定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(停止年額を改定すべき恩給の証書の発行及び交付)

第四条 停止年額を改定すべき恩給で昭和四十一年九月三十日以前の日付のある証書によつて支給しているものについては、権利者の請求を待たずにその停止年額を改定し、改定後の支給年額を表示した証書を発行する。

2 第二条第二項の規定は前項の証書の交付について、前条の規定は停止年額を改定すべき恩給で昭和四十一年十月一日以後改定すべきものの証書の発行について準用する。

(加給年額を改定すべき恩給の改定手続等)

第五条 昭和四十一年十月一日現に増加恩給を受ける者が法律第二百二十一号附則第二条の規定により当該増加恩給の年額の改定を請求する場合においては、増加恩給年額改定請求書（第一号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

一 加給の原因となる者の戸籍謄本

二 加給の原因となる者が増加恩給を受ける者により生計を維持し、又はこれと生計をともにすることを明らかにすることができる申立書（第二号様式）

三 加給の原因となる者の不具院疾を証する診断書及びその者が生活資料を得るみちのないことを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書

四 恩給延書（その旨をもつて代えることができる。）

2 昭和四十一年十一月一日現に扶助料を受ける者が法律第二百二十一号附則

第三条の規定により当該扶助料の年額の改定を請求する場合においては、扶助料年額改定請求書(第三号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。ただし、公務員の死亡が昭和三十三年十二月三十一日以前であるときは第三号に掲げる書類については、この限りでない。

一 加給の原因となる者の戸籍謄本(公務員死亡の時以後の身分關係を明らかにできるもの)

二 加給の原因となる者が公務員の死(當時これにより生計を維持し、又はこれと生計をともにしていたことを明らかにことができる申立書(第四号様式))

三 加給の原因となる者が扶助料を受ける者により生計を維持し、又はこれと生計をともにすることを明らかにすることができる申立書(第四号様式)

四 前項第三号及び第四号に掲げる書類

5 第三条の規定は、加給年額を改定すべき恩給で昭和四十一年十月一日以後改定すべきものの延滞の発行について適用する。

(雑則)

第八条 改定すべき恩給、停止年額を改定すべき恩給及び加給年額を改定すべき恩給の改定手続及び請求手続については、この規則に別段の定めのない事項については、恩給給付規則(大正十三年勅令第三百六十九号)及び鳥取県恩給与細則(昭和三十一年五月鳥取県規則第三十二号)の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年十月一日から適用する。

第一号様式

増加恩給年額改定請求書

一 証書記号番号

一 証書の日付

一 恩給年額

恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号)附則第三条の規定により前記恩給年額を改定されなく、証書書類を添えて請求する。

年 月 日

鳥取県知事

支給銀行

銀 行

店(本店、支店、出張所)

現住所

名

第二号様式

増加恩給の加給の原因となる者の生計關係申立書

加給の原因となる者の氏名	出生年月日	増加恩給受給者との身分關係	生計關係

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

氏 名

鳥取県知事

支給銀行

銀 行

店(本店、支店、出張所)

現住所

名

第三号様式

扶助料年額改定請求書

一 証書記号番号
一 証書の日付
一 扶助料年額

恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号)附則第三条の規定により前記扶助料を改定されなく、証書書類を添えて請求する。

年 月 日

氏 名

鳥取県知事

支給銀行

銀 行

店(本店、支店、出張所)

現住所

名

備考 生計關係欄には、増加恩給受給者と同居する者については、その同居關係を明記し、同居していない者については、これとの生活上の相互依存關係を詳記すること。

第四号様式

扶助料の加給の原因となる者の生計関係申立書

加給の原因となる者の氏名	公務員との身分関係	公務員との生計関係	扶助料受給者との生計関係
--------------	-----------	-----------	--------------

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

氏名

昭和41年4月15日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県 [定額一部一箇月300円(送金を含む。)]

鳥取県公報

昭和41年4月15日第三種郵便物認可

◇規則 鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則

規則

目次

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(日曜日は、休日には、
当たる翌日)

(定義)

第二条 この規則において「農村青年経営安定資金」とは、部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年の農業経営の安定を図る目的をもつて当該部門経営開始資金の償還を容易ならしめるため、県信連が当該農村青年に対して貸し付ける資金で別表上欄に掲げるものうち、次の各号に該当するものをいう。

- 一 部門経営開始資金の貸付けを受けた一の農業後継者たる農村青年に対する貸し付けの資金の合計額が、二十五万円以内のものであること。
- 二 偿還期間が四年以内のものであること。
- 三 債権の方法が一時償還によるものであること。
- 四 無利息のものであること。

(利子補給)

第三条 県は、県信連が部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年に対し農村青年経営安定資金を貸し付けるときは、当該貸付けについての利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。以下同じ。)を県信連と結ぶことができる。

(利子補給を支給する場合)

第四条 前条に規定する利子補給契約による利子補給金の支給は、県信連が農村青年経営安定資金を別表の上欄に掲げる農村青年経営資金の額に応じ、それぞれ当該下欄に定める期日に貸し付ける場合であつて、かつ、部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年の住所地を管轄する市町村が、県信連が行なう当該市町村に住所を有する農業後継者たる農村青年に対する農村青年経営安定資金の貸付けたついて県信連に対し利子補給を行なうものとし、もつて農業後継者たる農村青年が担当する農業経営の安定的成長に資することを目的とする。